

お土産開発支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、横須賀市の魅力発信につながるお土産品及び開発に関する提案をコンテスト形式で審査し、入賞者に対して奨励金および賞金を交付することに関して、必要な事項を定めるものとします。

(審査部門)

第2条 審査は「おみやげ開発部門」「アイデア提案部門」の2部門に分けて行います。

【おみやげ開発部門】

新規に製造・販売を目指す商品をはじめ、既存商品のリニューアルや、ネーミング・パッケージの変更によるリブランディングなどを行うことにより、新たな横須賀のお土産として定着化が期待できるもの。また、本部門の応募については以下の通りとする。

- (1) 必要に応じて試作品の用意ができること。
- (2) 応募にあたっては、未発表のものであり、他のコンテスト等に応募していないものに限る。ただし、「横須賀おみやアイデアコンテスト 2021」に応募した提案等であり、改良した点を明確にした提案については応募可能とする。
- (3) 1人もしくは1事業者あたり2件までの提案とする。

【アイデア提案部門】

商品のアイデアの提案であり、実現できる可能性が特に高いと認められるものであること。また、本部門の応募及び入賞したアイデアの取り扱いについては以下のとおりとする。

- (1) 応募にあたっては特許権を未取得のもの、未発表のものであり、他のコンテスト等に応募していないものに限る。ただし、「横須賀おみやアイデアコンテスト 2021」に応募した提案等であり、改良した点を明確にした提案については応募可能とする。
- (2) アイデア提案部門の入賞をもって、商品化に向けた全ての権利を横須賀市観光協会に譲渡する。
- (3) 提案内容に横須賀市観光協会が独自にアレンジを加えたり、ネーミングを変更し商品化する場合がある。
- (4) 入賞決定以後、同一又は類似商品の開発及び販売はできないこととする。
- (5) 1人もしくは1団体あたり1件までの応募とする。

(審査対象)

第3条 審査対象は、本市の魅力発信につながる新規及び既存の土産品、及び開発に関する提案であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとします。

- (1) 「おみやげ開発部門」の入賞および横須賀商工会議所会頭賞については令和5年3月末日までに販売開始が可能であること。
- (2) 黒船やペリーをテーマとした「開国のまち横須賀」をイメージさせるもの、または原材料に横須賀の農産物・水産物を使用したもの。
その他、市内で取り組みが始まったばかりで、今後注目を浴びそうなコンテンツや、地域に密かに眠る文化資源などを発掘して、新たなブランドイメージを構築した提案。
- (3) 横須賀の知名度や地域ブランドの向上により、横須賀へ地域貢献が期待できるもの。
- (4) 将来にわたって本市のお土産品として定着が期待されるものや、本市のふるさと納税の返礼品として期待できるもの。

(対象者)

第4条 奨励金または賞金の交付を受けることができる対象者は、次の各号に掲げる要件を満たすものとします。

- (1) 市内外を問わず、横須賀を代表的なお土産を作りたいという意欲のある事業者、または個人。
- (2) 「おみやげ開発部門」の応募には該当製品の製造にかかる営業許可を受けていること。
- (3) 未成年者の応募は保護者の同意を得ていること。
- (4) 事業者にあつては、その事業所が属する市区町村等に納付すべき市税等の滞納がないこと。
- (5) 個人にあつては市税等の滞納がないこと。
- (6) 個人にあつては、横須賀市暴力団排除条例(平成24年横須賀市条例第6号。以下「条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員でない者。
- (7) 事業者にあつては、条例第2条第2号に規定する暴力団又は当該法人若しくは団体の役員が同条第3号に規定する暴力団員でない者。

(審査基準)

第5条 審査基準は、次の各号に掲げるものとします。

- (1) 話題性や新規性で横須賀の知名度や地域ブランドの向上に資するもの。
- (2) 将来にわたって横須賀の土産品として定着が期待されること。
- (3) 地域の知られざる地域資源や文化などを発掘して外部へアピールできるもの。
- (4) 地域経済への波及性や貢献度が特に高いと認められるもの。
- (5) 横須賀市のふるさと納税の返礼品としてふさわしい地域ブランドを体現したもの。
- (6) 食品にあつては食品表示法ならびに観光土産品の表示に関する公正競争規約が守られていること。また、過去に食品衛生法違反がないこと。
- (7) 商品の特色(企画性・工夫等)、デザイン、素材等優れているものを使用し、安心・安全であるもの。

- (8) 食品にあつては賞味期限が概ね7日以上のもの。
- (9) 他に商標登録されていないもの。又は類似商品が存在しないもの。
- (10) 書籍やWEBサイト上の情報引用でないもの。
- (11) 法令、公序良俗に反していないもの。

(おみやげ開発部門の奨励金使用想定経費)

第6条 奨励金の使用想定経費は、以下の通りです。

- (1) 試作品製造に要する経費
- (2) 商品のパッケージ、ラベル等の製作に要する経費
- (3) 販売促進に係る広告及び宣伝に要する経費
- (4) マーケティングやコンサルティングに要する経費
- (5) テスト販売に関わる経費
- (6) 開発に必要な成分検査費、認証取得費、商標登録費等
- (7) その他お土産開発にかかる諸経費

(入賞後のサポート)

第7条 奨励金の交付対象者に対して、次の各号に掲げるサポートを予定しています。

- (1) 横須賀市観光協会や横須賀市のホームページへの掲載
- (2) 市内大型イベントでの出店支援
- (3) 商工会議所、関係金融機関、専門家によるノウハウの提供や企業とのマッチング
- (4) 横須賀市へのふるさと納税への返礼品として掲載
- (5) 市内主要観光施設での取り扱い
- (6) 市内小売店舗等での取り扱い

(応募)

第8条 応募にあつては、次の書類を事務局に提出しなければなりません。

- (1) 応募申込書(専用WEBサイトの申込みフォームを使用)
- (2) その他企画書(任意書式) ※A4縦サイズ5枚以内

(審査会)

第9条 奨励金または賞金の交付対象者を選定するため、お土産審査会(以下、「審査会」という。)を設置し、必要な審査を行います。

- (1) 審査会は、横須賀市観光協会が主体となり運営する。
- (2) 審査会は、委員12人以内をもって組織する。
- (3) 審査委員は、土産品の商品開発に関し専門的知識を有する者のうちから組織する。また、審査委員の中から審査委員長を選任する。

- (4) 委員の任期は 令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。
- (5) 審査会は、委員の半数以上の出席又はオンラインでの参加がなければ、会議を開くことができない。
- (6) 審査会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(審査方法および入賞者の選定)

第 10 条 審査方法は、次に掲げるものとします。

- (1) 審査会による「おみやげ開発部門」「アイデア提案部門」の第一次書類審査を行う。
- (2) 第一次審査に通過した商品の中から審査会による最終審査を行い各部門の入賞者を決定する。
- (3) 「おみやげ開発部門」の入賞者以外のから、一次審査を通過し、受賞を希望する者の中から横須賀商工会議所会頭賞を選定する。

2 入賞者の選定件数は、以下の通りとします。

おみやげ開発部門 最大 2 件

アイデア提案部門 最大 2 件

横須賀商工会議所会頭賞 1 件

※該当なしの場合もあり。

※その他特別賞を設ける場合もあり。

(奨励金等の交付)

第 11 条 主催者は各部門の入賞者に対し、奨励金等を交付することができ、交付額は以下に掲げるものとします。

おみやげ開発部門 奨励金 1 件あたり 100 万円

—横須賀商工会議所会頭賞 奨励金 1 件あたり 20 万円

アイデア提案部門 賞金 1 件あたり 10 万円

2 奨励金等の交付は入賞者選定後、上記金額を交付いたします。

(交付請求)

第 12 条 「おみやげ開発部門」および「横須賀商工会議所会頭賞」の奨励金の交付決定を受けた入賞者は、お土産開発支援事業奨励金交付請求書と、次に掲げる書類を主催者に提出しなければなりません。

(1) 納税証明書

(2) 食品にあつては、食品営業許可書の写し

- (3) 法人にあっては、法人の事業計画書および商業登記簿謄本
- (4) その他主催者が必要と認める書類
- (5) 誓約書

(経過報告)

第 13 条 入賞者に事業の経過報告書の提出、審査員との面談の参加を求め場合があります。

(変更承認等)

第 14 条 奨励金の交付決定を受けた入賞者が、奨励事業の内容の変更又は事業の中止若しくは廃止しようとするときは、速やかに主催者に報告するとともに、お土産開発支援事業変更(中止・廃止)承認申請書を主催者に提出しなければなりません。

2 上記にあたっては、当該奨励金の全額または一部の返還を求め場合があります。

(実績報告)

第 15 条 「おみやげ開発部門」および「横須賀商工会議所会頭賞」入賞者は、事業が完了したときは、次の各号に掲げる書類を主催者に提出しなければなりません。

- (1) 今回のお土産開発に関する事業報告書
- (2) 商品化された実物
- (3) その他主催者が必要と認める書類

2 販売開始から 1 年後、その間の販売の実績がわかる書類を提出しなければなりません。

(奨励金等の返還)

第 16 条 主催者は、入賞者が偽りその他不正な手段により奨励金等の交付を受けたとき、また、求める期限までに開発ができないときは、その全部又は一部の返還を求めます。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、主催者が別に定めることとします。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。